

令和6年度第2回文化財保護審議会

日 時：令和7年2月27日（木）午後6時～

場 所：2・5・1会議室（第2庁舎旧第3委員会室）

出席者：（委 員）早乙女会長、石井委員、神庭委員、小泉委員、重枝委員、外池委員、
俵木委員、藤原委員、村松委員、山本委員

（事務局）玉野教育政策・生涯学習部長、渡邊生涯学習課長、湖東文化財係長、
古川民家園係長、松井郷土資料館長

会議公開の可否：公開

傍聴者：なし

事務局：教育政策・生涯学習部 生涯学習課

次 第：1 開会

2 教育政策・生涯学習部長挨拶

3 令和6年度第2回議事録署名委員指名

4 議 事

（1）勝光院所蔵の仏像調査について

（2）区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋の補強工事について

（3）重要文化財「大場家住宅」の保存修理事業及び都指定史跡「世田谷代
官屋敷」書庫復旧事業について

（4）「旧林愛作邸」の保存範囲の考え方について

（5）「旧林愛作邸」の保存・活用に関する意見について

（6）区指定文化財「鈴木家住宅穀倉」保存修理事業について

（7）国登録有形文化財（建造物）の登録について

5 閉 会

資 料：・次第

- ・資料1 勝光院所蔵の仏像調査について
- ・資料2 区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋の補強工事について
- ・資料3 重要文化財「大場家住宅」の保存修理事業及び都指定史跡「世田谷代官屋敷」書庫復旧事業の実施について
- ・資料4 「旧林愛作邸」の保存範囲の考え方について
- ・資料5 「旧林愛作邸」の保存・活用に関する意見
- ・資料6 区指定有形文化財「鈴木家住宅穀倉」保存修理事業について
- ・資料7 国登録有形文化財（建造物）の登録について

午後 5 時58分開会

○生涯学習課長 本日はお忙しいところ、世田谷区文化財保護審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

開催に当たり、教育政策・生涯学習部長の玉野より挨拶させていただきます。

○教育政策・生涯学習部長 教育政策・生涯学習部長の玉野と申します。本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

駒沢一丁目の旧林愛作邸の保存に関して、先日、合同部会でお集まりいただきました。大変寒い中での現地調査となりましたが、御出席いただいた委員の皆様から大変貴重な御意見をいただき、旧林愛作邸の保存範囲の考え方を取りまとめることができました。こちらは後ほど御報告させていただきます。

また、今回は、村松委員に御協力いただき昨年実施した、桜一丁目の勝光院所蔵の仏像調査についても御報告いたします。委員の皆様から御意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後とも、文化財保存活用基本方針に基づき、文化財の保護に努めてまいります。

委員の皆様におかれましては、世田谷区の文化財行政の発展に引き続き御協力いただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長 では、ここからの進行は早乙女会長にお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまより令和 6 年度第 2 回文化財保護審議会を開催いたします。

相澤委員につきましては、欠席の連絡を受けております。そのほかの委員は全員出席となります。

現在までのところ傍聴の申込みはありませんが、会議開始後に傍聴の申出がありましたら、その際にお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、議事を進行いたします。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

○会長 次第3、令和6年度第2回議事録署名委員指名です。今回の議事録署名は、神庭委員と小泉委員のお二人をお願いいたします。議事録に後日署名をいただきますので、御承知おきください。

それでは、議事に入ります。今回は報告事項のみとなっております。事務局からお願いいたします。

○生涯学習課長 資料1、勝光院所蔵の仏像調査についてでございます。村松委員に御協力いただき実施した調査でございます。調査報告書にございますとおり、区の歴史上大変貴重な仏像と考えております。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長 それでは、資料1を御覧ください。勝光院所蔵の仏像調査について御説明いたします。

主旨ですが、教育委員会では、昭和62年から平成3年まで勝光院文化財総合調査を実施し、同寺所有の建造物、彫刻、絵画、古文書等の文化財について総合的な調査を実施しました。総合調査から30年が経過しておりますので、仏像の現況を把握するとともに、一部の像について、学識経験者の御協力の下、詳細な調査を実施しました。

勝光院は曹洞宗の古刹で、初めは龍鳳寺といい、建武2年に吉良氏が創建したと伝わります。天正元年に世田谷城主吉良氏朝が天永琳達を中興開基として、父頼康の院号にちなみ、勝光院と改称しております。徳川家康が関東に入国した後は、30石の朱印地を与えられ、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院でございました。本尊の虚空蔵菩薩坐像は、天正10年の客殿建立を機に、吉良家臣より寄進されたと伝わります。また、厨子入の観音菩薩立像は1寸余りで、吉良氏朝の守り本尊と伝わるものです。

調査は昨年6月14日に行い、詳細調査は本尊と観音菩薩立像、現況把握調査は本堂及び開山堂に安置する仏像全般について実施しました。

調査体制は、村松委員、前審議会委員の稲木吉一先生、成城大学の岩佐光晴先生の3名に御協力いただきました。

調査結果につきましては、概要のみご説明いたします。

本尊の木造虚空蔵菩薩坐像は、吉良氏有力家臣である関加賀守の寄進と伝えられ、寺史だけでなく、世田谷の歴史を語る上で重要な像であることは明確です。制作年代は、史料が示す天正年間頃、安土桃山時代まで遡り得る仏像です。区内には安土桃山時代まで遡る像は少なく、よって本像は大変貴重な仏像と考えております。伸びやかで丁寧な彫りから、同時代の技巧から見ても優れている像容です。台座の法量は本像に比べてやや狭くなっており、台座と光背は本像と制作時期が異なると考えられます。

木造観音菩薩立像（厨子入）は、江戸時代後期の「世田谷私記」、「松の紫折」、「新編武蔵風土記稿」に、氏朝の守り本尊と伝わる高さ1寸余りの観音像が存在すると記されており、本像がこれに当たると考えられます。総合調査では江戸時代の制作としておりましたが、今回の調査によって年代が遡る可能性が示唆されています。小像ながらも極めて精密な彫法からは、制作者の技術の高さがうかがえ、その生氣ある面貌や写実的な体軀等からは、鎌倉時代制作の可能性も十分に考慮できます。現在、区内で鎌倉時代以前とされる像は区指定文化財3体を含めて5体と極めて限られていますので、古像として注目されるべき像でございます。

詳細につきましては、勝光院仏像調査報告書を御覧ください。

詳細調査を行った2体の像は、世田谷と所縁の深い吉良氏との関係を考える上で重要な像であると位置づけられることから、今回、御承認いただけましたら、来年度、区指定有形文化財の候補として検討を進めたいと考えておりますので、御意見をいただければと思います。

○会長 今の御報告に対して何か御意見はございますでしょうか。

調査を実際行われた村松委員、何か補足とか御意見がありましたらお願いいたします。

○委員 報告のあった2体の仏像を調査いたしましたが、報告書に記載のとおりです。た

だ、写真を見ていただくと分かるように、虚空蔵菩薩は後世の修復の色が残っておりますので、今後、剥がすのか、剥がさないのかなども含め、考えなければならないと思います。

厨子入の観音像は非常に小さいものですが、よく見ていくと、江戸時代にはない写実的な造りで、鎌倉と言ってもよいかなというものです。非常に珍しいもので、しかも、ほぼ原状を留めているので、貴重なものであると考えています。

○会長 ありがとうございます。

○委員 小さい厨子入の観音像は、頭に少し色がついているのですか。

○委員 そうです。

○委員 これも同時代ですか。その辺のつくりはどうでしょうか。厨子は後補ですよ。

○委員 厨子は後です。

○委員 もともと白木で、台座も少し色が違ってはいますが、後から色をつけたということですか。

○委員 見る限り、当初のものです。素地仕上げで、木の目を生かした形で、なるべく彩色を抑えたつくりです。

○委員 頭のところだけ、色がつけてあったということですか。

○委員 そうです。

○委員 30年前の調査に私も少し参加していたので、そんなに古いものがあったのかと改めてびっくりしました。

○委員 小さ過ぎるので、一見何だろうと思います。

○委員 そうですね。本当にこのぐらい（写真）の大きさだったので。

○委員 そうですね。

○委員 この大きさと、それだけの細工がされているということですよ。

○委員 そうです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 私からも伺いたいのですけれども、報告書の中で、厨子入りの観音菩薩は「鎌倉時代の作である可能性も十分に考慮できる」という微妙な表現になっていますが、江戸時代ではなくて、もっと古いということによろしいのでしょうか。どこまで遡るかははっきりしないかと思いますが。

○委員 小さいので、様式を論ずるときに慎重にしないではいけないと思いますが、顔つきとか体のバランスを含めて考えますと、稲木先生が江戸時代ではないのではと考えられ、もう少し年代を遡らせたほうがよいのではないかと、ということです。

○会長 年代については、慎重に考えていただきたいと思います。

○委員 はい。

○委員 このような小さい仏像で鎌倉時代のものは、関東近県に類例はありますか。

○委員 非常に少ないですけれども、あります。

○委員 そういったものとの比較も必要になってきますか。

○委員 そうです。

○会長 観音菩薩立像は、非常にいい状態で残っているので、今後修理することなく、このままで大丈夫でしょうか。

○委員 観音菩薩は、このままで大丈夫だと思います。

○会長 分かりました。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

ないようであれば、次に進ませていただきます。渡邊課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 続きまして、資料２、区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋の補強工事についてでございます。主屋の座敷の柱が変形している件について、修理に向けた現在の状況を御報告いたします。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長 資料２を御覧ください。区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋の補強工事について御説明いたします。

主旨ですが、区立次大夫堀公園民家園内にある区指定有形文化財「旧安藤家住宅」主屋において、座敷の柱が変形し、鴨居が脱落する状況に至りました。現在は入場見学を取りやめ、再開に向けた取組みを進めております。令和6年度は、構造補強及び修理に係る実施設計を行い、令和7年度に耐震補強等の工事を予定しております。

文化財の概要につきましては、記載のとおりでございます。

設計業務内容は、(1)耐震診断・基本図面作成、(2)基本設計・耐震補強案策定ですが、ここに「文化財保護審議会の意見を伺い」との記載がありますが、正しくは、文化財保護審議会の重枝委員、石井委員から御意見をいただいております。(3)実施設計を現在進めており、耐震補強計画について第三者機関の評定を受けることとしております。

スケジュールは、今年度末までに実施設計の業務を完了し、来年度工事を実施し、再来年度当初より見学を再開する予定でございます。

図面をご覧くださいますと、今回の工事内容は大きく分けて2つあり、1つはたわんだ柱の復旧でございます。柱を健全化した上で耐震補強を行うことになりますが、耐震補強は、壁が足りないところに補強壁を入れる工事になります。強度のバランス等を考え、補強壁を分散させながら、全体的な補強を行う計画になっております。

六通りのたわんだ柱を元の位置に戻す補修工事ですが、文化財としての価値を損なわないように配慮し、柱を引っ張って元の位置に戻した上で補強を行います。

次の図面は主な工事範囲となっており、着色部分が工事箇所となります。建物全域に工事範囲が広がっておりますが、今回の工事では屋根の解体は行わず、壁や床の解体も最小限の範囲とする予定です。図面の右下、なかのへや、じゅうにじょうの間にある丸囲みがたわんだ柱の位置でございます。

○会長 ただいまの質問について何か御質問や御意見のある方はいらっしゃるでしょうか。

重枝委員と石井委員の意見を反映して実施設計するということですね。

○文化財係長 意見をお伺いした後に変更した箇所もありますが、基本的にはいただいた

ご意見を踏まえながら、現在大詰めの段階に来ております。

○会長 ありがとうございます。

○委員 先般、重枝委員と一緒に現地を見させていただき、設計業者の方に見解を伺ったのですが、そのときに私から質問をして課題になっている部分があったと思います。たわんだ柱にプレスを入れて引っ張り、それ以上動かなくする工事になると思いますが、柱が今後、荷重に耐えていけるのかお聞きし、お答えをいただかなかった気がします。

○事務局 特に強度について試験等は行っておらず、必要であれば、工事中に穴を開けて強度を測ることは可能であると思います。

○委員 古い建物を復原する際の宿命のようなところがあり、部材の劣化状態を確認していかなければならず、後の議題の大場家住宅も同じ状況で出てきたと思います。

使われている古材を一つ一つチェックしていくのは難しいと思いますが、エックス線のようなものを当てて、木材内部の劣化状況は調べられないのでしょうか。旧材に穴を開け、欠損させるのは好ましくないと前回現場でも伝えましたが、穴を開けずに現代的な方法で材料強度を調べることはできないのでしょうか。

○事務局 実施できる可能性はありますが、予算的な課題もあります。

○文化財係長 今年度の業務内では、時間的にも契約内容的にも難しいですが、工事では監理業者がつきますので、その際に相談してみます。

○委員 金物を入れて引っ張ることに柱が耐えられるのか。耐えられないからたわんできたと考えると心配なので、工事計画を進めていく上で検討いただければと思います。

○委員 委員が言われるとおりではありますが、重要文化財でもスキャンによる調査はできておらず、たたいて穴があるか調べるぐらいのことしか全国的にできていないと思います。それをやると莫大な予算がかかると思いますので、半年に1回ぐらい、変形していないか目視でチェックしてもらうということではよろしいのではないのでしょうか。

○会長 そういう方向でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○生涯学習課長 今、委員から御意見いただいた件につきましては、区としてどういう対応が取れるか、今後の工事の中での対応も含めて、検討していきたいと思います。貴重な御意見をありがとうございます。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

ないようであれば、次に進ませていただきます。渡邊課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 次に、資料3、重要文化財「大場家住宅」の保存修理事業及び都指定史跡「世田谷代官屋敷」書庫復旧事業の実施についてでございます。完了した大場家住宅の修理事業の内容と書庫の復旧事業に向けた今後の取組みについて御報告いたします。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長 資料3を御覧ください。重要文化財「大場家住宅」の保存修理事業及び都指定史跡「世田谷代官屋敷」書庫復旧事業の実施について御説明いたします。

主旨ですが、令和4年3月に重要文化財大場家住宅主屋の隅木の折損が確認され、令和6年度の国庫補助金の交付を受け、保存修理事業を行いました。また、都指定史跡の構成要素である書庫（土蔵）の壁面に剝落が起きたため、令和6年度東京都補助金の交付を受け、復旧事業に向けた調査と復旧方針の検討を行っております。いずれの事業も、所有者である一般財団法人大場代官屋敷保存会が主体となり実施しておりますが、区教育委員会も所有者を支援しながら、東京都及び文化庁との調整等に努めてまいります。

文化財の概要につきましては、記載のとおりでございます。

事業内容ですが、主屋の保存修理事業では、折損した隅木周辺を一旦解体し、隅木は径を太くした新規材に取り替えました。それに伴い、寸法が合わなくなった既存材は新規材に交換しております。解体時に、隅木周辺の歪みの修正も行っております。また、建物の四隅に同様の隅木がございますので、それを保護するために4ヶ所に補強母屋を新規で設置しております。今回、茅葺きを剥がして修理を行いましたので、その部分の茅葺きは原状復旧しております。折損した隅木については、将来的に技術が進んだ場合に再利用の可能性もあり、元々の部材を周知する機会にもなりますので、主屋の土間に展示保管する方

針です。四方の隅木の状況を監視するため、2か年程度、カメラを設置して、変位の状況をモニタリングしていく計画になっております。

書庫復旧事業は、今年度は調査を実施し、実測の図面作成、外壁の一部を解体して破損状況を調査し、修理方針を立案することになっております。

今後のスケジュールですが、主屋隅木の修理工事は完了しましたので、来年度は、国庫補助を受け、保管材の展示台製作を行います。書庫復旧事業は、来年度、復旧修理工事の実施設計を行い、令和8年度に工事を行い復旧する計画でございます。

以下のページに写真を付けております。茅の色が変わっているところが隅木を修理した部分です。四隅に色が違うことが分かるように補強母屋を設置しております。

次のページは、書庫（土蔵）です。今回の調査で棟札が出てきまして、この土蔵が大正12年に上棟したことが確認できました。修理後は、所有者との相談にはなりますが、区としては、公開施設として整備ができればと希望しております。

○会長 ただいまの説明について何か御質問等がございますでしょうか。

主屋はもう終わっているということで、あとは隅木の展示台を来年度作り公開するということですね。

ほかによろしいでしょうか。

ないようであれば、次に進ませていただきます。渡邊課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 次に、資料4、「旧林愛作邸」の保存範囲の考え方についてです。先月の合同部会を踏まえて、保存範囲の考え方について取りまとめております。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長 資料4を御覧ください。「旧林愛作邸」の保存範囲の考え方について御説明いたします。

委員の皆様におかれましては、考え方の取りまとめに多大なる御協力をいただき、誠にありがとうございます。

主旨ですが、駒沢一丁目1番に現存する旧林愛作邸について、昨年8月に現位置での保

存活用に向けて、基本的な考え方をまとめました。これに基づき、区民への説明会等を行いながら所有者と協議を進める中で、敷地のどの部分を旧林愛作邸として残していくべきか、御意見をお伺いして取りまとめたところです。保存範囲の考え方は所有者に既に提出し、それを踏まえて今後協議するとともに、周辺住民の皆さんにも説明会で考え方を説明いたします。

保存範囲の考え方の概要ですが、有識者のヒアリングとして、工学院大学の後藤教授にも個別にご意見を伺いました。後藤教授は、区が実施した旧林愛作邸調査において所見をいただき、文化庁調査官として自由学園明日館の重要文化財指定にも関わられたということで、有識者の立場から御意見をいただきました。

審議会委員の皆様におかれましては、1月10日の寒い中、現地での視察に加え、村松先生に会場を御提供いただいた禅文化歴史博物館にて御意見をお伺いしました。いただいた御意見に基づいて、考え方を取りまとめられたと考えております。

今後のスケジュールですが、2月に所有者に保存範囲の考え方を提示しましたので、これに基づき、所有者と保存範囲を協議してまいります。周辺住民への説明会は、明日と明後日に行い、保存範囲の考え方について説明いたします。保存範囲について所有者と区で合意しましたら、来年度4月以降に地区計画等の策定に向けて検討を開始し、周辺にお住まいの皆さんの御意見も伺いながら保存の取組みを進めていく予定でございます。

5ページは、保存が必要な範囲図でございます。点線で囲んだ部分に必ず残していただきたい要素が含まれておりますので、この部分が、保存が必要な範囲になります。

保存範囲のほかにも御意見をいただいておりますので、そちらも所有者に伝え、将来的な建築計画等の中で検討いただく内容もあると考えております。

改めまして、御協力ありがとうございました。

○会長 ただいまの説明について何か御質問等はございますでしょうか。合同部会に参加されていない委員の方もいらっしゃいますけれども、よろしいでしょうか。

保存が必要な範囲は、面積では何平米ぐらいになるのでしょうか。

○文化財係長　今回は保存範囲の考え方を示しており、面積は定めておりませんが、5000平方メートルを超える程度になります。

○会長　分かりました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。渡邊課長、お願いいたします。

○生涯学習課長　次に、資料5、「旧林愛作邸」の保存・活用に関する意見についてです。合同部会の際に、審議会として保存活用に関する御意見をいただくこととなりましたが、日程の関係で御報告が遅れました。この場をお借りしておわび申し上げます。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長　資料5を御覧ください。「旧林愛作邸」の保存・活用に関する意見について、世田谷区文化財保護審議会の早乙女会長名で教育長宛てにいただいた御意見でございます。

こちらにつきましては、これまでも審議会の場で旧林愛作邸の保存に関する御意見をいただいておりますが、1月10日の合同部会の際に、文書によりご意見をいただくことになりました。私どもとしても重く受け止め、今後も保存に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

内容のご説明は省略いたしますが、御意見につきましては、周辺住民への説明会においても、審議会委員の皆様からの御意見として御紹介できればと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

○会長　私の名前で2月5日に教育長宛てに意見書を出させていただきました。

ただいまの説明に御質問等はございますでしょうか。

○委員　こちらの調査のときに参加できなくて申し訳ありませんでした。

近隣住民の方は、どのような御意見をお持ちでしょうか。

○会長　近隣住民の方がこの開発と保存に対してどういう考えを持っているかということですね。

○委員　はい。どういうスタンスで近隣の方に説明されるのかお聞きしたいです。

○生涯学習課長 所有者も旧林愛作邸を現位置に残す取組みを進めておりますが、旧林愛作邸の敷地全体は、2.8ヘクタールと非常に広大な土地で、周辺住民の方は旧林愛作邸として残る部分以外の使われ方について、どのような建築計画になるのか心配しています。まず我々としては、旧林愛作邸が歴史的な価値が高いものであり、現位置に残すべきであると近隣の方に御説明しているところです。一部御理解いただけない方もいらっしゃると思いますので、林愛作邸の重要性や現位置保存の必要性などについて、改めて説明する予定でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。資料4の1ページ、10月の説明会での主な意見は、周辺住民からの意見であると思いますが、歴史的価値の根拠が不明瞭である、現位置保存の必要性が不明瞭であると記載があり、これについては教育委員会としても丁寧に説明していただきたいと思います。

○生涯学習課長 承知いたしました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

ないようであれば、次に進ませていただきます。渡邊課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 次に、資料6、区指定有形文化財「鈴木家住宅穀倉」保存修理事業についてでございます。

まず、次第の4(6)で「区指定文化財」と「有形」が抜けておりました。大変失礼いたしました。正しくは区指定有形文化財鈴木家住宅穀倉保存修理事業についてです。

茅の葺き替えを中心に、今年度、比較的大規模な修理を行いました。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長 資料6を御覧ください。区指定有形文化財鈴木家住宅穀倉保存修理事業について御説明いたします。

主旨ですが、鈴木家住宅穀倉は、前回茅を葺き替えてから10年以上が経過し、屋根の劣化が進んでいることが確認されました。また、文化財指定以後、一度も修理をしていない

土台や外壁についても腐朽や剥落が見られましたので、劣化、破損が進んでいる箇所を中心に、今年度、保存修理工事を実施しました。今回の修理により、土台から壁、屋根まで健全化が図られましたので、貴重な文化財の保護と継承につなげることができたと考えております。

文化財の概要は記載のとおりです。鈴木家穀倉は、大井町線の等々力駅のすぐ前にあり、明治8年から残る茅葺きの穀倉は大変貴重な存在でございます。

保存修理事業の概要ですが、今年度9月から3月まで実施し、全面の茅の葺き替えを行いました。外壁は板壁、土壁、ひしぎ竹壁のそれぞれについて、健全化を図る修理を行いました。そのほか土台の取替え、礎石の調整等を行っております。

茅葺きについては、下部は健全な状態でしたので、それを残して上部を葺き替えております。維持管理の観点から、今回はヨシ材を使用いたしました。4本の土台は新材に交換し、土壁は左官修理を行い、基礎は不陸調整等を行っております。

次のページに、工程順に写真を掲載しております。穀倉をジャッキアップし、持ち上げた状態で修理作業を行いました。竹を貼った壁は、当初の痕跡が残っていたため、復原修理を行いました。

○会長 ただいまの説明について何か御質問はありますか。

写真の工程②がジャッキアップしたもので、下に礎石が残っていて、一番外側は何もないですけれども、真ん中は礎石の上に柱が立っているのですか。

○事務局 束が立っています。

○会長 工程③では、土台を新しいものに付け替えたということで、礎石の上に直接土台が載っているのですか。

○事務局 そのとおりです。

○会長 周りは土台で、真ん中に束が立っているということですか。

○事務局 はい。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か御質問はあるでしょうか。

ないようであれば、次に進ませていただきます。渡邊課長、お願いいたします。

○生涯学習課長 次に、資料7、国登録有形文化財（建造物）の登録についてでございます。若林四丁目の東京聖十字教会聖堂が新たに登録されることとなりました。

詳細は文化財係長より御説明いたします。

○文化財係長 資料7を御覧ください。国登録有形文化財（建造物）の登録について御説明いたします。

主旨ですが、令和6年11月22日開催の国の文化審議会文化財分科会において、区内若林四丁目の東京聖十字教会聖堂について、文化財登録原簿に登録するよう答申がございました。現在の時点で正式な官報告示はされておりませんが、今年度中には正式な登録となるかと思われます。これにより、区内の国登録有形文化財は27件となります。

登録される建造物の概要ですが、名称は日本聖公会東京教区東京聖十字教会聖堂です。

建築年代は昭和36年で、世田谷線の松陰神社前駅から近い住宅街に位置しており、設計はレーモンド建築設計事務所が手がけております。小規模な聖堂ですが、集成材を内側に曲げ、かまぼこのような形の柱のない広い空間を生み出しております。

画像をご覧くださいますと、個性的な形をしており、屋根が地面まで続き、内部は柱が邪魔にならないように集成材を曲げて構造材としております。

登録有形文化財につきましては、制度の定着もあり、区内においても登録の申出が増えてきておりますので、国への推薦について漏れのないよう、着実に手続きを進めていきたいと考えております。

○会長 ただいまの説明について何か御質問はあるでしょうか。

○委員 写真を拝見すると、現在も使用中ですね。所有者はどなたになるのですか。

○文化財係長 教会を運営する宗教法人の所有になります。

○委員 先ほど「区としても申請について漏れのないように」とおっしゃいましたけれども、登録は所有者から申請する形になるのですか。

○文化財係長 はい。所有者からの申出を受け、区がそれに意見を添えて、東京都、文化庁に上げていくため、所有者との窓口役を担うことになります。そこで滞りがあると登録が遅れますので、着実に進めていきたいと考えております。

○委員 形式的には、所有者からの申請という形になるわけですね。

○文化財係長 そうなりますが、制度としては申請主義ではなく、区の文化財指定と同じく、文化審議会に諮問、答申されて登録されます。

○会長 見に行けば、外観は見られるのですね。

○文化財係長 外観はいつでも見ることができます。

○会長 教会ですから、中は日曜日の礼拝のときだけだと思うのですけれども。

屋根は鉄板ですか。

○文化財係長 鉄板です。

○会長 緑色。色を塗っているのですか。

○文化財係長 鉄板に塗装して葺いています。

○会長 分かりました。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。

議事(7)まで終わりましたけれども、そのほかに何かありましたらお願いいたします。

○文化財係長 資料はございませんが、口頭で2点御報告させていただきます。

まず初めに、区内の砦、大蔵にまたがる大蔵遺跡という大規模な集落跡の遺跡がございます。現在、住宅供給公社の団地建て替えに伴い発掘調査を行っております。調査の主体は東京都埋蔵文化財センターで、区は、調査に協力している立場です。

今回発掘調査をしている部分について、2月5日に埋蔵文化財センターが見学会を実施いたしました。1日だけですが、3回で300人もの方が参加され、近隣の皆様の関心の高さを感じました。

調査の成果ですが、縄文時代と旧石器時代の遺跡が確認されており、世田谷では採取できない旧石器時代の水晶が出土しており、非常に珍しいため、参加者の方も関心高く見学

していらっしゃいました。

今後も調査区域が残っておりますので、見学会等を実施いただけるものと期待しております。

大蔵遺跡については以上でございます。

○会長 場所は日本大学商学部の南側になるのですか。

○文化財係長 そうです。

○会長 分かりました。大蔵遺跡としては第何回目の調査になるのでしょうか。

○事務局 14回目です。

○文化財係長 日本大学商学部の工事の際にも調査をしており、その際も多大な成果がありました。

○会長 縄文の環状集落になる可能性はあるのですか。時期的には中期ですか。

○事務局 主体は中期ですが、早期の住居跡も出ています。

○会長 楽しみですね。

ほかに何か御質問はありませんか。

なければ、次をお願いいたします。

○文化財係長 もう1点ですが、こちらもお心配をおかけしておりますが、豪徳寺井伊家墓所の墓石が倒壊した件について、現在の状況を報告いたします。

修理に着手できない時間が長くなっておりましたが、昨年9月から始動し、発掘調査により状況を確認した上で修理方針を決める方向で進めてまいりました。

現在、発掘調査の現場調査は終了し、埋葬施設等は確認されませんでしたが、それ以上掘り返すことはせず埋め戻し、P C板の基台を設置し、その上に敷石と墓石を復旧する方向で工事を行う予定です。修理等が完了しましたら、改めてご報告いたします。

○会長 今の報告について何か御質問はあるでしょうか。

ここはコロナのときにブルーシートで囲っていたところですか。

○文化財係長 はい。

○会長 1度現地を見に行きましたが、ようやく進んだということですね。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようであれば、本日の議事は以上でございます。

そのほか事務局から何かありますでしょうか。

○生涯学習課長 それでは、来年度の審議会の予定についてお伝えいたします。来年度早期に令和7年度第1回審議会を開催予定でございます。来年度は指定案件の審議をお願いすることとなりますので、それに向け準備を進めてまいります。開催につきましては、別途、日程調整させていただきますので、御承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○会長 今後の開催につきましては、事務局より日程調整等をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和6年度第2回文化財保護審議会を終了いたします。本日は円滑な議事進行に皆様御協力いただきましてどうもありがとうございました。

午後6時58分閉会